

第3章 自治会・町内会等への主な助成制度等

※ 変更点には下線が引いてあります。

1. 自治会等事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ

新潟市自治会等事務委託【事業番号1】

2. 集会所に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・16～17ページ

自治会等集会施設借上補助金【事業番号2】

自治会等集会所用地借上補助金【事業番号3】

自治会等集会所建設費補助金【事業番号4】

3. 防犯・防災に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・17～20ページ

防犯カメラ整備補助金【事業番号5】

防犯灯設置補助金【事業番号6】

防犯灯電気料補助金【事業番号7】

自主防災組織結成助成【事業番号8】

自主防災組織活動助成金【事業番号9】

防災士育成助成金【事業番号10】

4. 循環型社会づくりに関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・20～23ページ

ごみ集積場設置等補助金【事業番号11】

ごみ出し支援事業支援金【事業番号12】

クリーンにいがた推進員制度【事業番号13】

集団資源回収活動奨励金【事業番号14】

地域清掃活動費等補助金【事業番号15】

エコライフ講座 ～減らそう！エネルギー・生ごみ～【事業番号16】

廃食用油回収支援金【事業番号17】

新潟市リユース食器普及事業【事業番号18】

5. 福祉・衛生に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・23～27ページ

新潟市老人クラブ補助金交付事業【事業番号19】

地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）【事業番号20】

地域の茶の間支援事業（週1回以上）【事業番号21】

住民主体の訪問型生活支援【事業番号22】

地域ふれあい事業助成【事業番号23】

歳末たすけあい事業助成【事業番号24】

敬老祝会助成事業【事業番号25】

西区四ツ郷屋地区敬老事業【事業番号26】

衛生害虫駆除用薬剤購入費補助【事業番号27】

6. 私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制度 28～29ページ

私道等整備費助成【事業番号28】

自治会除雪助成【事業番号29】

新潟市歩道除雪奨励金交付制度【事業番号30】

新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度【事業番号31】

応急排水ポンプ維持管理費助成【事業番号32】

7. その他の助成制度 30～34ページ

地域提案型 空き家活用事業【事業番号33】

地域活動補助金【事業番号34】

市民活動保険【事業番号35】

新潟市緑化活動推進事業【事業番号36】

新潟市景観形成推進組織の認定と助成【事業番号37】

公園愛護協力費【事業番号38】

市民プロジェクト補助金【事業番号39】

次世代店舗支援事業（商店街空き店舗活用事業）【事業番号40】

【概算払いについて】

- ・概算払い（事業の終了前に、補助金をお支払いすること）ができる補助金もありますので、詳しくは、各補助金制度の担当課までお問い合わせください。

【申請書等の押印について】

- ・押印については、自治会長変更時に提出する「口座振替申込書」に押印した印鑑と同一のものを押印ください。

【申請書等の修正について】

- ・書類に修正テープや修正ペンは使用できません。修正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押印してください。
- ※直接窓口へ持参される際は、念のため登録印をお持ちいただくと、修正箇所があった場合も安心です。



1. 自治会等事務委託

制度等名称	新潟市自治会等事務委託	事業番号	1						
助成等対象	自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等の事務委託費として、自治会・町内会に委託料を支払います。								
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯割 94円×世帯数※×12ヶ月 ・均等割 世帯数※に応じた年額（1自治会あたり） <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>100世帯未満</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上500世帯未満</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>500世帯以上</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> </table> <p>※世帯数：行政連絡事務の文書の回覧または各戸配布をしている世帯数のうち、多い方を算定基礎世帯とします。</p>			100世帯未満	5,500円	100世帯以上500世帯未満	6,000円	500世帯以上	6,500円
100世帯未満	5,500円								
100世帯以上500世帯未満	6,000円								
500世帯以上	6,500円								
交付対象団体	自治会・町内会								
問い合わせ先	西区地産果企画・地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172						
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp								

2. 集会所に関する助成制度

制度等名称	自治会等集会所借上補助金	事業番号	2
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助対象：年間借上料 補助率：1/2 限度額：30万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要です。 事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地産果企画・地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所用地借上補助金	事業番号	3
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助対象：年間借上料 補助率：1/2 限度額：10万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の8月末日までに、事前相談が必要です。 事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地産果企画・地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所建設費補助金	事業番号	4
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入又は修繕を行う場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	【建設費補助】 補助率：1/2 基準単価：125,000円（限度） 限度額：800万円 （500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所 1,200万円） 【修繕費補助】 補助率：1/3 限度額：100万円 （ただし、30万円に満たない場合は補助対象としません） （10年間で利用できる修繕費は、100万円までです）		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の8月末日までに、事前相談が必要です。 事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地域果企画・地域振興担当	窓口番号 ④	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

3. 防犯・防災に関する助成制度

制度等名称	防犯カメラ整備補助金	事業番号	5
助成等対象	子どもたちの安全確保のため、地域における見守り活動の補完を目的として、自治会・町内会・コミ協等が設置する防犯カメラの整備費用の一部を補助する。		
助成額・補助の条件等	補助率：対象経費の5/6 上限額：1台あたり25万円		
申請期間等	6月8日(月)～7月10日(金)		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区総務課安心安全係	窓口番号 ④	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	防犯灯設置補助金	事業番号	6
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型防犯灯（LED灯など） 補助率：設置費の2/3 限度額：灯具1灯あたり 47,000円 ・灯具（蛍光灯・水銀灯など）、専用柱 補助率：設置費の1/2 限度額：灯具1灯あたり 9,000円 専用柱1本あたり 33,000円 ※1団体あたりの申請上限灯数：20灯、専用柱は10本 500世帯以上の大規模自治会は、40灯、専用柱は20本		
申請期間等	5月29日（金）までに交付申請書と添付書類を西区地域課企画・地域振興担当へ提出してください。また緊急に修繕する場合、まずは修繕前にご相談下さい。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区地域課企画・地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	防犯灯電気料補助金	事業番号	7
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助率： <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型防犯灯（LED灯など） 10/10 (9月分電気料金×12か月分相当) ・その他の防犯灯（蛍光灯・水銀灯など） 1/2 (9月分電気料金×6か月分相当) 限度額：1灯当たり5,000円		
申請期間等	11月30日（月）までに交付申請書と添付書類を西区地域課企画・地域振興担当へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区地域課企画・地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

★ 防犯灯の点検をお願いします

防犯灯は地域で設置・管理していただいておりますが、設置が古く、会長の世代交代などによって所有が不明確・あいまいになっているものや破損、球切れ、落下の危険性があるものもあります。随時、地域の防犯灯の点検をお願いします。

不備な防犯灯を放置すると…

- ・防犯灯が落下し、重大な事故となる
- ・ひったくり等の犯罪が起こる可能性が高くなる
- ・電気料がかさむ
(球切れのものでも、東北電力と契約した状態であると料金が定額で請求されます。)

制度等名称	自主防災組織結成助成	事業番号	8
助成等対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を供与します。(ヘルメット、担架など)</p> <p>ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会等ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とします。</p> <p>限度点数=50,000点+50点×加入世帯数</p> <p>ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします。</p> <p>また、1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します。</p>		
申請期間等	申請期限：自主防災組織結成の届出後、1年以内		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	西区総務課安心安全係	窓口番号 ④④	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自主防災組織活動助成金	事業番号	9
助成等対象	<p>自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、20人以上の参加があった場合に、防災資機材及び防災訓練に要した経費を対象に4分の3の額の助成金を交付します。</p> <p>新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合には、上記に加え、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額し、助成金を交付します。</p>		
助成額・補助の条件等	<p>条件：自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、20人以上の参加があった場合</p> <p>【通常の訓練の助成限度額】</p> <p>20人～29人 10,000円 30人～300人 <u>20,000円</u></p> <p>301人～500人 <u>25,000円</u></p> <p>501人以上 <u>30,000円</u>を上限とします。</p> <p>【新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合の助成限度額】</p> <p>20人～29人 15,000円</p> <p>30人～300人 <u>25,000円</u></p> <p>301人～500人 <u>30,000円</u></p> <p>501人以上 <u>35,000円</u>を上限とします。</p> <p>助成対象経費：防災訓練実施のための資機材購入費、その他防災訓練に要した経費</p> <p>※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会等ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。なお、一定の要件を満たす場合は2回目まで助成できます。</p>		
申請期間等	申請期限：訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後1ヶ月以内 に実績報告書の提出が必要です。		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	西区総務課安心安全係	窓口番号 ④④	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	防災士育成助成金	事業番号	10
助成等対象	地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します。 ※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人		
助成額・補助の条件等	【対象経費】 ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認証登録料 ・日本防災士機構が定める防災士資格取得特例規定による資格取得費用 【助成額の上限】 上記対象経費の1/2（3万円を限度とする）		
申請期間等	申請期限：対象経費納入前に交付申請書を総務課安心安全係へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、自主防災組織、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区総務課安心安全係	窓口番号 ④	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

4. 循環型社会づくりに関する助成制度

制度等名称	ごみ集積場設置等補助金	事業番号	11
助成等対象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会に対して、ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費用の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	補助率：3/4（ごみ集積場1か所につき） 限度額：15万円（100円未満切り捨て）		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、集積場管理団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	ごみ出し支援事業支援金	事業番号	12
助成等対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、自治会・町内会・地域コミュニティ協議会・地区社会福祉協議会で募集する有償ボランティア等によるごみ出し支援の活動費の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	・燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき150円が交付されます。 ・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき600円が交付されます。		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	クリーンにいがた推進員制度	事業番号	13																		
助成等対象	自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員（任期1年）を推薦し、推進員が活動する事により自治会等の世帯数に応じて報奨金を支払います。																				
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等の単位で支給します。 活動報告書の提出が必要です。 <p style="text-align: right;">（年額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>世帯数</td> <td>~50</td> <td>51 ~100</td> <td>101 ~150</td> <td>151 ~200</td> <td>201 ~300</td> <td>301 ~400</td> <td>401 ~500</td> <td>501~</td> </tr> <tr> <td>報奨金額 （円）</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>45,000</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> </tr> </table>			世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~	報奨金額 （円）	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~													
報奨金額 （円）	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000													
申請期間等	推薦は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。																				
交付対象団体	自治会・町内会、その他団体																				
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261																		
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp																				

制度等名称	集団資源回収活動奨励金	事業番号	14
助成等対象	<p>古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）、古繊維（古布・古着）を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。</p> <p>また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するほか、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います。</p>		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金：回収量1キログラムあたり6円（年4回交付） 奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収活動団体登録申請書兼口座振替申込書を市長に提出し、登録しなければなりません。 保管用倉庫補助金 補助率：1/2 限度額：下限2万円～上限10万円 要件：底面積が2.4㎡以上のもの。 （増築の場合は2.4㎡以上） 譲与する用具：リヤカー、台車、一輪車、空きかん圧縮機、ビニールシート、看板 		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。 （※地域内での制度の周知についても、上記窓口へご相談ください）		
交付対象団体	自治会・町内会、老人クラブ・PTA、再資源化しようとする団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域清掃活動費等補助金	事業番号	15
助成等対象	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等の団体が行う環境美化活動での用具等の購入や広域的な地域清掃における不法投棄物の処理費について、費用の一部又は全部を助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 補助率：4/5 限度額：@250円 × 参加者数 × 4/5（100円未満切り捨て） ・特定家電など排出禁止物の処理経費（対象団体が広域的な地域清掃を行った場合） 補助率：10/10 		
申請期間等	申請は活動が終了した日から1カ月以内に、区民生活課生活環境係または廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	エコライフ講座～減らそう！エネルギー・生ごみ～	事業番号	16
助成等対象	地球温暖化防止に向けた省エネや生ごみの減量に関する講座を実施する団体に対し、希望するテーマに応じて講師を派遣します。		
助成額・補助の条件等	助成額：5,000円 （ただし、講師への謝礼として、市が講師へ直接支払い） 条件：参加者が10名以上の市民で構成される団体。 会場手配、広報等講座の運営は各団体で実施。 実施1か月前までに環境政策課へ連絡		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他団体		
問い合わせ先	環境部環境政策課地球温暖化対策室		025-226-1357
メールアドレス	kansei@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	廃食用油回収支援金	事業番号	17
助成等対象	廃油回収を実施する自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会に対し支援金を支払います。		
助成額・補助の条件等	支援金：20円/回収した廃油1リットル		
申請期間等	環境政策課へ申し込んでください（随時受付）。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	環境部環境政策課地球温暖化対策室		025-226-1357
メールアドレス	kansei@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市リユース食器普及事業	事業番号	18
助成等対象	使い捨て容器の削減とリユース食器の普及を図るため、リユース食器の利用料金の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 対象団体：市内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO、その他営利を目的としない団体等 対象事業：対象団体が市内で開催するイベント 補助率等：リユース食器のレンタル料および配送料の1/2（10円未満切り捨て） <p>※年間利用回数には上限があります。また、イベントの内容によって、上限額が変わります。</p> <p>※その他、リユース食器を紛失・破損した場合、補償金の負担が必要になります。</p>		
申請期間等	利用日の2週間前までに申請書等を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、NPO、その他営利を目的としない団体		
問い合わせ先	環境部循環社会推進課企画グループ	025-226-1391	
メールアドレス	junsui@city.niigata.lg.jp		

5. 福祉・衛生に関する助成制度

制度等名称	新潟市老人クラブ補助金交付事業	事業番号	19
助成等対象	老人クラブに対し、会員の教養の向上、健康増進、及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施する活動費について補助金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 補助額：活動割3,000円×年間活動月数 会員割360円×4月1日現在の会員数（60歳以上会員のみ） 条件：次に該当するクラブ（抜粋） <p>(1)当該年度の4月1日現在結成していること。 (2)クラブの規模はおおむね30人以上であること。 (3)会員年齢は60歳以上であること。 (4)会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住していること。</p>		
申請期間等	6月末迄（土日祝日その他閉庁日を除く）		
交付対象団体	老人クラブ		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉係	窓口番号 ⑮	025-264-7315
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）	事業番号	20
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	○月1回開催：助成上限額 2,500円/月 ○月2回以上開催：助成上限額 5,000円/月（※） ※月2回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。 ○地域の茶の間支援事業（週1回以上）の交付を受けている活動主体は原則、助成を受けることはできません。		
申請期間等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630	
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp		

制度等名称	地域の茶の間支援事業（週1回以上）	事業番号	21
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週1回以上地域の茶の間の活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	○初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体 ○運営経費：事業に係る経費。ただし、もっぱら飲食を目的とする経費は除く。 助成上限額 20,000円/月×実施月数（年間） ○地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）の交付を受けている活動主体は運営経費の助成を受けることはできません（初期費用は可）。		
申請期間等	月単位で随時受付		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉係	窓口番号 ⑮	025-264-7315
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	住民主体の訪問型生活支援	事業番号	22
助成等対象	ボランティア団体、地縁団体、NPO法人等が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、電球交換、日常の生活支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部の補助を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体 ・運営経費：利用調整役の person 費、保険料、通信費など （従事者への person 費等の直接経費は除く） 助成上限額 20,000円/月×実施月数（年間） 		
申請期間等	随時		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体、NPO法人、その他		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉係窓口番号 ⑮	025-264-7315	
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域ふれあい事業助成	事業番号	23								
助成等対象	地域での世代交流・いきがい推進などの事業に対して助成します。										
助成額・補助の条件等	<p>①世代交流 ②いきがい推進 ③ふれあい給食 ④障がい者交流</p> <p>①高齢者から子どもまで、地域の様々な世代の方が集まり、交流できるような場づくり・イベントを開催する。</p> <p>②高齢者や障がい者等の日常生活の活性化のために、健康相談・趣味の講座・健康チェック・体操などを実施する。</p> <p>③ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り・孤独感の解消のために、会食会等を実施する。</p> <p>④障がい者と地域住民が交流できる事業を開催する。</p> <p>※障がい者施設のみ申請可</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">助成金額：単独の自治会・町内会</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td> 複数の自治会・町内会</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td> 地域コミュニティ協議会</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td> 地区社会福祉協議会</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table> <p>※年度内助成回数制限あり</p> <p>※④のみ、参集範囲に関わらず上限20,000円</p> <p>助成条件：実施主体が自治会・町内会の場合、原則そのエリア内を会場とする事業。（備品購入、温泉旅行やアルコールは対象外）</p>			助成金額：単独の自治会・町内会	10,000円	複数の自治会・町内会	20,000円	地域コミュニティ協議会	30,000円	地区社会福祉協議会	30,000円
助成金額：単独の自治会・町内会	10,000円										
複数の自治会・町内会	20,000円										
地域コミュニティ協議会	30,000円										
地区社会福祉協議会	30,000円										
申請期間等	随時										
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、障がい者施設										
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630									
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp										

制度等名称	歳末たすけあい事業助成		事業番号	24										
助成等対象	歳末時期に地域で実施する福祉事業に対し、歳末たすけあい募金の配分金を財源として助成を行います。地域住民の交流・地域福祉を考える場づくりを支援します。													
助成額・補助の条件等	<p>助成金額：</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯数</td> <td>200未満</td> <td>200～</td> <td>400～</td> <td>600～</td> </tr> <tr> <td>助成上限</td> <td>20,000円</td> <td>40,000円</td> <td>60,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </table> <p>地域コミュニティ協議会・地区社会福祉協議会 助成上限/100,000円</p> <p>※募金が財源のため、多くの申請があった場合は助成金額を調整します。 対象経費：会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師等謝礼（1組1万円が上限。）、食材費 飲食品（参加者数×500円が上限。） ※備品購入費やアルコールは対象外です。 対象期間：11月21日～翌1月31日までに開催する事業 助成条件：（1）年齢や性別、障がいの有無に関係なく、地域住民全てが参加しやすい事業にすること。 （2）案内チラシ、会場に西区社会福祉協議会 歳末たすけあい事業と明記・掲示して、当日募金箱を設置。</p>				世帯数	200未満	200～	400～	600～	助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円
世帯数	200未満	200～	400～	600～										
助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円										
申請期間等	10月末日までに社会福祉協議会へ申請書を提出してください。													
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会													
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630												
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp													

制度等名称	敬老祝会助成事業		事業番号	25
助成等対象	長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、自治会や地域コミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に対し、かかる経費の一部を助成します。（対象地域が決まっています。）			
助成額・補助の条件等	<p>対象地域：東区、中央区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）</p> <p>自治会や地域コミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に係る経費（事務費、会場費、会場で出される飲食代（アルコールは除く）、祝品代など）に対する助成 かかった経費のうち、一人当たり1,000円を上限に助成 ただし、団体ごとに下記上限額の範囲内 自治会・町内会：30,000円/団体 地域コミュニティ協議会：200,000円/団体</p>			
申請期間等	申請予定期間：7月1日（水）～7月31日（金）			
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉係	窓口番号 ⑮	025-264-7315	
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	西区四ツ郷屋地区敬老事業	事業番号	26
助成等対象	長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、地域交流を目的とした敬老祝会の実施について西区四ツ郷屋地区自治会へ委託します。		
助成額・補助の条件等	算定基準：対象人数×1,000円、上限額：算定基準額の1/3 対象者：75歳以上（その年度7月1日を基準日とし、年度中に満75歳以上になる者）		
申請期間等	契約による（7月1日～3月31日）		
交付対象団体	自治会		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉係	窓口番号 ⑮	025-264-7315
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	事業番号	27
助成等対象	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助額：補助対象薬剤の単位当りの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量に乗じて得た額の1/2 補助の対象となる薬剤の種類 ・有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、有機塩素系殺虫剤 ・購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい。 ※農薬、園芸用、アメシロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます。		
申請期間等	月単位で随時受付。交付申請書兼実績報告書を区民生活課又は保健所環境衛生課に提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		



6. 私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制度

制度等名称	私道等整備費助成	事業番号	28
助成等対象	自治会・町内会が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設（防護柵）新設・取替の工事費を、予算枠の範囲で助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象基準工事費又は当該工事費のいずれか少ない額の1/2 ・家屋連担地域内における幅員2メートル以上のものでかつ次に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1)道路の両端が公道に接続 (2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続 (3)道路の一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等に通じるもの (4)道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの ・該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記(1)～(4)の幅員が1.8m以上であれば対象となります。 		
申請期間等	随時		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊸	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会除雪助成	事業番号	29
助成等対象	自治会・町内会が経費を負担し、除雪業者等に依頼し道路の除排雪を行った場合に費用の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除排雪機械（グレーダー、ドーザ、ローダ等をいう。）で除排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …公道除雪の道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会が負担する道路除排雪費とを比較していずれか小さい額とします。以下同じ。）の全額とします。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○ 農業用トラクターで除雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○ 排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …道路除排雪時の運搬費の全額とします。 		
申請期間等	除雪を行った年度内（降雪状況によっては次年度4月中旬まで）		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊸	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市歩道除雪奨励金交付制度	事業番号	30
助成等対象	新潟市管理道路の歩道除雪において、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、PTA等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象内容……除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。 ・奨励金の交付額…①除雪1回あたり基本額として、500円/人 ②実績額として、 ・除雪延長10m当り130円 ・道路横断箇所除雪1箇所当り130円 ・補助の条件……○交付対象となる積雪深は歩道の積雪が概ね10cmに達している場合とする。など 		
申請期間等	随時		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊸	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度	事業番号	31
助成等対象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>補助対象内容…ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費とする。 ただし、中古品は対象外とする。</p> <p>補助金の交付額…購入に要する費用の2分の1以内の額。 上限額 100万円/団体 下限額 10万円/団体</p> <p>補助の条件……○購入初年度は、各区建設課が開催する機械操作研修会に参加すること。 ○補助金交付年度から4年間は「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録を行うこと。 ○機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・交換又は廃棄をしてはならない。 など</p>		
申請期間等	随時 ※予算の範囲内での助成となりますので、事前に建設課管理係へご相談ください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊸	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	応急排水ポンプ維持管理費助成	事業番号	32
助成等対象	応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これを維持管理する費用のうち、必要と認められた額の一部を助成します。		
助成額等	補助率：4/5以内		
申請期間等	年度当初		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊸	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

7. その他の助成制度

制度等名称	地域提案型 空き家活用事業	事業番号	33
助成等対象	空き家を資源としたまちづくりや地域活性化を図るため、空き家の調査研究や活用のための改修、跡地活用のための除却、空き家への移住を推進する活動を行う団体等を支援します。		
助成額・補助の条件等	<p>本事業は、補助対象内容等の別により以下3事業から構成されます。</p> <p>【調査研究事業】 補助対象：空き家マップや台帳、活用計画の作成等 補助率等：経費の10/10、上限30万円</p> <p>【活用事業】※先に調査研究事業を実施する必要あり 補助対象：空き家を集会施設等で活用するための改修工事（外構含む） 補助率等：改修工事費の1/2、上限100万円（併せて耐震改修を行う場合、上限200万円）</p> <p>【跡地活用事業】※先に調査研究事業を実施する必要あり 補助対象：跡地活用のための空き家の除却工事、外構整備工事 補助率等：工事費（空き家の延べ面積による上限あり）の1/2、上限50万円</p>		
申請期間等	<p>以下は予定です。</p> <p>調査研究事業（新規）：令和2年5月～令和2年6月、左記以外：通年</p>		
交付対象団体	地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他営利を目的としない団体		
問い合わせ先	建築部住環境政策課住環境整備室	025-226-2815	
メールアドレス	jukankyo@city.niigata.lg.jp		



制度等名称	地域活動補助金	事業番号	34
助成等対象	<p>【地域活動補助】</p> <p>地域コミュニティ協議会や自治会・町内会、NPOなどが行う地域福祉・教育・防災防犯・環境美化・地域計画策定・人口減少対策（婚活支援、移住支援、空き家・空き店舗の利活用）・各種イベントなどの活動などに要する経費に対して助成を行い、地域住民による自主的・主体的な地域課題解決、地域活性化のための活動を支援します。</p> <p>【設備整備補助】</p> <p>住民が自主的に行う地域活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、地域団体*が行う設備の整備を対象に費用の一部を補助します。</p> <p>※地域団体：日頃から地域的な協働活動を幅広く行い地域に密着している自治会・町内会及びその連合組織、地域コミュニティ協議会、その他の非営利活動団体などをいいます。</p>		
助成額・補助の条件等	<p>【地域活動補助】</p> <p>補助率：A型：重点分野*事業（複数日実施事業） 補助率 10/10 ※重点分野：地域福祉・教育・防災防犯・環境美化・地域計画策定・人口減少対策（婚活支援、移住支援、空き家・空き店舗の利活用）</p> <p>B型：コミ協広報紙発行事業 補助率 3/4 C型：地域交流等 補助率 1/2</p> <p>※上記のほか地域コミュニティ協議会重点事業枠を設定（コミ協が選ぶ1事業 10/10 補助）</p> <p>限度額：自治会・町内会、地域コミュニティ協議会上限 20万円 （2つ以上の小学校区で構成されているコミ協の場合 40万円） その他の非営利団体上限 10万円</p> <p>【設備整備補助】</p> <p>補助率：1/2 補助対象経費：20万円以上 補助限度額：下限10万円～上限30万円</p>		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、連合自治会、その他非営利団体		
問い合わせ先	西区地域課企画・地域振興担当	窓口番号 ④	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	市民活動保険	事業番号	35
助成等対象	<p>ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。 対象となる活動は以下のとおりです。</p> <p>(1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他地域団体が、計画的に行うボランティア活動 (2) 新潟市の主催、共催、依頼事業に従事するボランティアの活動</p>		
助成額・補助の条件等	<p>補償内容</p> <p>【傷害保険】死亡：500万円、後遺障害：15万円～500万円 入院：1日あたり3千円、通院：1回あたり2千円</p> <p>【賠償保険】対人：1名・1事故につき上限1億円 対物：1事故につき上限1億円 受託者賠償：1事故につき上限100万円 (自己負担額1万円)</p>		
申請期間等	事故発生後速やかに市民活動事故発生通報書を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	<p>(1)西区地域果企画・地域振興担当 窓口番号 ④2 025-264-7172</p> <p>(2)各事業担当課</p>		
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市緑化活動推進事業	事業番号	36
助成等対象	<p>公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他概ね5人以上で組織する任意のグループに対し花苗などの購入費を補助します。</p>		
助成額・補助の条件等	<p>助成内容：花苗・種・球根の購入に対する補助</p> <p>条 件：活動についてはあらかじめ施設を管理するものの承諾を得ること。実施後は適切かつ継続して維持管理を行うことなど。</p> <p>限 度 額：5万円（消費税込み）</p>		
申請期間等	4月上旬に建設課管理係に書類を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、公園愛護会、その他		
問い合わせ先	<p>西区建設課管理係 窓口番号 ③2 025-264-7661</p>		
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市景観形成推進組織の認定と助成		事業番号	37
助成等対象	一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定します。認定された景観形成推進組織の活動に対して、勉強会などへの市職員の派遣、情報提供など行うほか、助成金交付要綱に基づき助成金を交付します。			
助成額・補助の条件等	<p>【組織の認定要件】</p> <p>(1) 当該地区内に存する土地及び建築物等の所有者等で構成されていること</p> <p>(2) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと</p> <p>(3) 規則で定める用件を具備する規約が定められていること (※自治会・町内会・協議会に限らず、要件を満たす組織であれば認定できます。)</p> <p>【助成対象】</p> <p>(1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動</p> <p>(2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレット作成等の啓発活動</p> <p>(3) その他景観形成のために必要な活動</p> <p>【助成額】 初回 助成率10/10、限度額：20万円/年度 2～5回 助成率1/2、限度額：10万円/年度</p>			
交付対象団体	景観形成推進組織			
問い合わせ先	都市政策部まちづくり推進課都市デザイン担当	025-226-2716		
メールアドレス	machisui@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	公園愛護協力費		事業番号	38
助成等対象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃などの活動や事故などの通報に対する謝礼です。			
助成額・補助の条件等	<p>各地区の公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います。</p> <p>助成額：1公園あたり19,000円 ＋面積割(100㎡あたり2,500円)</p> <p>限度額：20万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会は任意団体で、老人クラブ、婦人会等で組織している場合もあり、自治会とは必ずしも一致しません。 新規で公園愛護活動をはじめる場合は西区役所建設課に相談してください。 10月下旬頃に用紙をお送りしますので、「活動報告書」「口座振替申込書」を11月下旬までに西区役所建設課へ提出してください。協力費の支払いは12月下旬頃を予定しています。 			
交付対象団体	公園愛護会			
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊟	025-264-7661	
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	市民プロジェクト補助金		事業番号	39
助成等対象	地域の自然や歴史・文化などの魅力を紹介・再発見し、地域のまちづくりや誇り、愛着づくりを進める、地域住民が企画・運営する文化活動や事業等を支援する。			
助成額・補助の条件等	指定期間内に新潟市内で開催し、地域住民が参画する事業などで、下記のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟らしい地域資源（「潟」「食」「おどり」等）の魅力を発信するもの ・地域の歴史・文化の紹介や、「水と土」に関わるアートを活用するなどして地域文化の魅力を普及促進に資するもの 事業補助額：対象経費の1/2（上限を100万円とする）以内			
申請期間等	4～5月頃			
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、市内グループ・団体等（法人含む）			
問い合わせ先	文化スポーツ部文化創造推進課	025-226-2624		
メールアドレス	bunkasozo@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	次世代店舗支援事業（商店街空き店舗活用事業）		事業番号	40
助成等対象	商店街の空き店舗を活用し、地域課題の解決を図る事業で、魅力的な店舗を出店する場合にかかる費用を支援します。 ※選定委員会により採択された事業に限ります。			
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：中小企業者等で、交付申請日において、開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者並びに営業に関する決算を1期以上行っている者 ・補助率等：1/3（U I Jターン者、事業承継者は1/2） ・限度額：賃借料 100万円（1年間） その他 150万円（改装費、備品購入費、クラウドファンディング組成手数料） ※必ず事前相談を行ってから申請してください。			
申請期間等	市ホームページでお知らせします。			
交付対象団体	自治会・町内会、中小企業者、商店街団体、公益活動団体、その他			
問い合わせ先	経済部商業振興課	025-226-1633		
メールアドレス	shogyo@city.niigata.lg.jp			



支え合いの輪を広げよう！

～アイデア実現に向けた西区自治協議会の話し合いを紹介します～

西区自治協議会では、平成30年豪雪をきっかけに、区民等と市の「協働の要」である、自治協議会として何ができるか、話し合いを続けてきました。

話し合いの中で、さまざまな地域の課題を解決するには、支え合いが大切ということに改めて気づき、支え合いの輪を広げるアイデアの実現に向けて取り組んでいます。

令和元年7月から8月にかけて話し合い、グループごとに出されたアイデアのうち、地域等で取り組めそうなアイデアを紹介します。

西区自治協議会は、令和2年度の自治協議会提案事業として「支え合いの大切さを広める標語の募集」を行うほか、さまざまな地域課題の解決につながるよう取り組んでいきます。

【発表や話し合いの内容：一部抜粋】

- ・子ども会、老人会、地域の茶の間を通して、日常的に多世代交流ができるよう横のつながりを持つ。
- ・自治会の会議(班会議等)で話し合い、いざという時の対策を取り決める。
- ・小中学生の登校時の通学路確保のお手伝いを地域で取り組むとともに、多世代で取り組むことが必要と感じる。
- ・回覧板等で高齢者世代等が困っていることを記入してもらい現状を把握する。
- ・小中学生に「お助け隊(支え合いのグループ)」の意義を伝え、小学生高学年や中学生に自治会の活動にも参加してもらい、世代交流の輪を作る。また、一緒に活動できるようなグループ(青年団)をつくる。
- ・除雪など支え合いの活動に必要な人材を、地域の中で確保しておく。ボランティアの登録、向こう三軒両隣でメンバーを決めておくなど共助組織を作る。
- ・日頃から、地域の状況把握をしておくために、地域の茶の間やラジオ体操等によって、世代間交流をはかる場を設け、日常的に「顔の見える」関係を作る。
- ・公園清掃と避難訓練を組み合わせるなど、楽しみながら参加できるイベントにより関係づくりをする。